

令和7年第12回 伊仙町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月15日（月）午前9：00～

2. 開催場所 大会議室

3. 農業委員（13人）

会長 1番	宮永 誠	副会長 7番	平山 純一郎
2番	欠員	9番	樺山 哲博
3番	福山 宣太	10番	實 穰二
4番		11番	政岡 廣子
5番	義山 太志	12番	柿山 あゆみ
6番	藤島 正廣	13番	中 佐奈枝
8番	富本 太地	14番	谷村 里香

農地利用最適化推進委員

1番	琉 将士	4番	實村 秀樹
2番	幸山 真悟	5番	
3番		6番	

4. 欠席委員 4番 田中 秀樹（1名）

欠席推進委員 3番 常 隆造、5番 東 翼 6番 重 翔太（3名）

5. 議事日程

日程第1 議事録署名人の選出

日程第2 議案第1号 農地法第3条許可申請について（16件）

日程第3 議案第2号 現況証明願について（1件）

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進事業（2件）
（農地中間管理事業）について

その他

事務局 定刻になりましたので、只今から令和7年第12回伊仙町農業委員会総会を開催します。始めに会長、ご挨拶をお願いします。

会長

【会長挨拶】

本日も皆様方の慎重審議の上、ご承認いただけますようよろしくお願い申し上げます。

事務局

本日農業委員、13名中12名。推進委員6名中3名の方が出席をされています。総会成立いたします。それでは農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっていますので、移行の議事進行、会長をお願いします。

会長

それでは早速、これより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名員、及び会議書記の指名を行います。伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

【異議なし】

それでは議事録署名人は義山委員と富本委員をお願いします。なお本日の会議書記には事務局職員の大西氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。それでは日程第2、議案第1号 農地法第3条許可申請についてを議題にします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

議題に入る前に A4 で追加の現況証明の資料を配布させていただいておりますが、お手元にありますか。これは農地中間管理事業の次に、最後に持って行きたいと思っております。次に A3 の一覧表をご覧ください。16件、今回上がって来たんですけど、内、受付番号91号については、こちらは取り下げをさせていただきます。理由といたしましては、畑に倉庫であったり屋敷の一部がちょっと入っていると疑わしい部分があったので今回、こちらは取り下げをさせていただきます。次に89号についてですが、こちらは事務局と担当委員と現地を見に行き、地目上は畑になっているんですけど、もう何十年も昔からお家は建っていて、その筆と面積がほとんどお家のところだったので、こちらは現況証明に変えるように助言をしまして、今回は取り下げをさせていただきます。次に100号についてですが、こちらにも現地に行ってみたくんですけど、入り口がもう封鎖されてて、見た目も山と言うか木が生い茂っていて、あと、この申請者の地番だけじゃなくて、他の方の土地も混在しているような土地で、境界がハッキリ判らないため、今回は保留

にさせていただきます。申請者に対しては、もし境界を決める際はしっかり立ち合いのもと決めてくださいと助言をしています。ですので、ちょっと修正していただいて、今月の農地法第3条許可申請は1議案13件となります。

では、議案の朗読及び説明をさせていただきます。

議案第1号について、受付番号87号から受付番号102号について所有権移転に関する件です。あと、一覧表の裏面を見ていただいて、受付番号88号についてですが、こちらは農地法第3条の賃貸借の設定になります。契約期間は5年になります。今日、許可が出れば本日から令和12年の12月14日までの契約期間となります。ではまた表面に戻っていただいて説明をします。

受付番号95号については譲受人は面縄在住で譲渡人はも面縄在住です。申請農地は大字面縄の畑で面積は1790㎡となっています。申請事由といたしましては経営拡張です。

次に受付番号90号について、譲受人は伊仙在住で譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字検福の畑で面積は2347㎡となっています。申請事由と致しましては経営拡張です。

次に受付番号102号について、譲受人は検福在住で譲渡人も検福在住です。申請農地は大字検福の畑で面積は1190㎡となっています。申請事由と致しましては経営拡張です。

次に受付番号87号について、譲受人は木之香在住で譲渡人は福岡県在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は1986㎡となっています。申請事由と致しましては贈与です。

事務局

次に受付番号96号については譲受人は伊仙在住で譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は968㎡となっています。申請事由と致しましては経営拡張です。

次に受付番号98号について譲受人は天城町在住で譲渡人は奈良県在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は408㎡となっています。申請事由と致しましては贈与です。

次に受付番号97号について譲受人は伊仙在住で譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は799㎡となっています。申請事由と致しましては経営拡張です。

次に受付番号92号について譲受人は伊仙在住で譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は3933㎡となっています。申請事由と致しましては贈与です。

次に受付番号94号について譲受人は徳之島町在住で譲渡人は阿三在住です。申請農地は大字阿三の畑で面積は805㎡となっています。申請事由と致しましては贈与です。

次に受付番号99号について譲受人は阿権在住で譲渡人は福岡県在住です。申請農地は大字阿権の畑で面積は727㎡となっています。申請事由と致しましては贈与です。

次に受付番号101号について譲受人は阿権在住で譲渡人は福岡県在住です。申請農地は大字阿権の畑で面積は3900㎡となっています。申請事由と致しましては贈与です。

次に受付番号100号について譲受人は阿権在住で譲渡人は福岡県在住です。申請農地は大字阿権の畑で面積は1959㎡となっています。申請事由と致しましては贈与です。

次、裏面になります。受付番号88号について譲受人は天城町在住で譲渡人は阿権在住です。申請農地は大字阿権の畑で面積は8582㎡となっています。申請事由と致しましては賃貸借契約です。期間は5年です。

次に受付番号93号について譲受人は犬田布在住で譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字犬田布の畑で面積は1799㎡となっています。申請事由と致しましては経営拡張です。

受付番号87号から102号は別添えの調査書にある通り農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えています。

以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 それでは受付番号95号の担当委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

義山委員 農地法第3条許可申請95号についてご説明いたします。先日、事務局と富本委員、幸山進委員と調査いたしました結果、何の問題もないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。現況は雑種地でした。草が生えていました。

富本委員 只今義山委員の説明の通りでございます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それではこれより受付番号95号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号95号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので受付番号95号は原案の通り決定いたしました。次に受付番号90号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

平山委員 農地法第3条許可申請90号についてご説明いたします。先般、藤島委員、琉推進委員と共に調査した結果、3条2項各号に抵触しませんので皆様のご審議をよろしく申し上げます。なお、現状としてはサトウキビが植えつけてありました。

藤島委員 只今の平山委員のご説明の通りです。よろしく申し上げます。

議 長 それではこれより受付番号90号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので採決いたします。受付番号90号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので受付番号90号は原案の通り決定いたしました。次に受付番号102号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

藤島委員 102号について説明いたします。先般、担当委員と共に行ったところ、この件については先月出て、ちょっと保留していたんですが、地目がわからないと言うことで保留してたんなんですが、わかったと言うことで、現在は雑木です。今後どうするかと言うことで、後々また重機等を入れてすると言うことで、ご審議をよろしくをお願いいたします。

事務局 事務局からも補足説明をさせてください。昔、カムイヤキの森のところに色々な関係の【】があったそうで、誰も場所がわからないということだったんですけど、歴史民俗資料館がカムイヤキの森を設定するにあたって、国が入って測量をしてあるんですね。そこの座標が見つかったので場所がわかったということでした。事務局の方で下まで降りて行って、田んぼだったんですが今もまだ水路があって、田んぼの跡があって場所が確定したので、保留だったのをもう一度申請をあげてもらったと言う経緯になります。よろしくお

願います。

樺山委員 藤島委員のご説明の通りです。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 それではこれより受付番号102号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので採決いたします。受付番号102号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので受付番号102号は原案の通り決定いたしました。次に受付番号87号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

谷村委員 農地法第3条許可申請87号についてご説明いたします。先日、事務局と共に調査した結果、農地法第3条2項各号に抵触致しませんので、皆様方のご審議をよろしく願います。なお現況といたしましてはサトウキビが植わっていました。

平山委員 只今の谷村委員のご説明の通りです。皆様方のご審議をよろしく願います。

議 長 それではこれより受付番号87号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので採決いたします。受付番号87号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので受付番号87号は原案の通り決定いたしました。次に受付番号96号、97号について一括して担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

平山委員 田中委員欠席のため私が説明します。先般、農地法第3条許可申請96号、97号について、担当委員と共に調査した結果、3条2項各号に抵触しませんので皆様のご審議をよろしく申し上げます。なお、96号はジャガイモです。97もジャガイモでした。以上です。

議 長 それではこれより受付番号96号、97号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので採決いたします。受付番号96号、97号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので受付番号96号、97号は原案の通り決定いたしました。次に受付番号98号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

平山委員 農地法第3条許可申請98号についてご説明いたします。樺山委員と實村推進委員との調査した結果、3条2項各号に抵触しませんので皆様方のご審議をよろしくをお願いいたします。なおジャガイモを作付けしてありました。

樺山委員 平山委員のご説明の通りです。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

事務局 それではこれより受付番号98号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので採決いたします。受付番号98号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので受付番号98号は原案の通り決定しました。次に受付番号92号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

樺山委員 92号についてご説明いたします。先日、田中委員、實村推進委員と調査した結果、何の問題もありません。現状としましては⑪から⑭は一枚畑になっていまして、全部サトウキビの植え付けです。皆様のご審議をお願いします。

議長 それではこれより受付番号92号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号92号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号92号は原案の通り決定しました。次に受付番号94号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

福山委員 農地法第3条許可申請94号についてご説明します。先日、田中委員、事務局・大西氏と共に調査した結果、農地法第3条第2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議をよろしくをお願いいたします。現況は耕運されており、ジャガイモを植える予定とのことです。以上です。田中委員は欠席です。

議長 それではこれより受付番号94号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号94号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号94号は原案の通り決定しました。次に受付番号99号、101号、88号、一括して担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

中委員 農地法第3条許可申請99号についてご説明します。先日、谷村委員、重推進委員、事務局と共に調査した結果、3条2項各号に抵触致しませんので皆様方のご審議をよろし

くお願いします。②④から②⑦全てサトウキビが植えられていました。以上です。

谷村委員 只今、中委員のご説明の通りです。皆様方のご審議をよろしくお願いします。

議長 それではこれより受付番号 99 号、101 号、88 号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

無いようですので採決いたします。受付番号 99 号、101 号、88 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号 99 号、101 号、88 号は原案の通り決定しました。次に受付番号 93 号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

実委員 農地法第 3 条許可申請 93 号について説明いたします。先日、柿山委員、重推進委員と調査した結果、農地法第 3 条許可申請に抵触致しませんので皆様のご審議をよろしくお願いいたします。現況としましてはキビが植えてあります。

柿山委員 只今、実委員のご説明の通りです。皆様方のご審議をよろしくお願いします。

議長 それではこれより受付番号 93 号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号 93 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号 93 号は原案の通り決定しました。これで日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請についてを終了します。次に日程第 3 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法 農地中間管理事業についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農業経営基盤強化促進法 農地中間管理事業について1議案2件です。議案第2号について、受付番号35号から36号はお手元の資料通り使用貸借による契約です。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 それでは受付番号35号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

谷村委員 農業経営基盤強化促進事業35号について説明いたします。先日、事務局と共に調査した結果、何も問題ないと思います。現況といたしましては、①と②がジャガイモの準備で、③④はキビが植わってました。皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

平山委員 35号については只今の谷村委員のご説明の通りでございます。皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

議長 これより受付番号35号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号35号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号35号は原案の通り決定いたしました。それでは受付番号36号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

福山委員 農業経営基盤強化促進事業36号について説明します。先日、田中委員と常推進委員と共に調査した結果、申請書の通りで、何も問題ないと思います。皆様方のご審議をよろしくをお願いいたします。現況は全て馬鈴薯が植えられてました。

議長 これより受付番号36号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので採決いたします。受付番号36号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので受付番号36号は原案の通り決定いたしました。これで日程第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法 農地中間管理事業についてを終了します。次に日程第4 議案第3号 現況証明願についてを議題に供します。事務局より議題の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の現況証明願については1議案1件です。議案第3号について 受付番号4号は8月の総会で保留にしていた件です。お手元の資料の通り、畑から宅地への地目変更です。こちらは平成13年6月26日に指令農振4号316で許可済でありましたが登記が完了していなかったため、今回現況証明n申請となりました。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは受付番号4号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

福山委員 田中委員欠席のため福山が説明いたします。現況証明願第4号について、先日、田中委員、實村推進委員と共に調査した結果、先ほど事務局から説明があった通り、何ら問題ないと思われます。皆様方のご審議をよろしく願いいたします。

議 長 それではこれより受付番号4号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので採決いたします。受付番号4号について、申請書のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので受付番号4号は申請書の通り決定いたしました。これで日程第4 議案第3号 現況証明願についてを終了します。これで議事は終了しました。